最終更新日:2016年7月8日
アツギ株式会社
代表取締役社長社長執行役員　工藤　洋志
問合せ先:管理本部 法務担当　046-235-8107
証券コード:3529
http://www.atsugi.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを経営の重要課題の一つとしてとらえ、その強化に積極的に取り組んでおります。
意思決定の迅速化および役割と責任の明確化を目的とした経営体制を構築するために、繊維事業本部、管理本部で組織する本部制を採用しております。また、「企業理念」と、これを実践するための「企業行動基準」を策定し、従業員の法令遵守と倫理行動を徹底しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】
当社の株主構成に占める機関投資家や海外投資家の比率、議決権電子行使プラットフォームへの参加コスト等に鑑みると、現段階においては、当社における議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳は必要ないと考えております。今後につきましては、株主構成の状況等を見ながら、検討に努めてまいります。

【補充原則2－5－1】
当社では内部通報窓口を設置し、その運用および情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関して「従業員倫理規程」および「内部統制システム基本方針」において定めております。現在の通報窓口は倫理情報受付窓口であり、経営陣から独立はしておりませんが、窓口の主管部署である管理本部法務担当が、必要に応じて監査役にその内容の報告を行う体制となっております。経営陣から独立した通報窓口の設置につきましては今後検討してまいります。

【補充原則3－2－2－(3)】
外部会計監査人と監査役および内部監査部門との連携は、本決算時の監査報告の他、四半期レビュー計画および実施状況の報告や意見交換を行っており、常勤監査役とは日頃より意見交換をしております。外部会計監査人と社外取締役の連携につきましては、今後は必要に応じて意見交換の機会を設定する等、対応を検討してまいります。

【補充原則4－1－3】
最高経営責任者をはじめ経営陣幹部の選任は、企業理念に基づき経営全般に関する管理や事業運営を担い当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与するために必要な経験と実績を有していることに加え、高度な能力、幅広い見識、優れた人格等を備えた者を候補者とする方針で、取締役会において最終決定しております。最高経営責任者等の後継者の計画について取締役会が監督する体制については、今後、独立社外者をメンバーに含む評価機関を設置するなどの検討を行ってまいります。

【補充原則4－8－1】
当社では現在独立社外取締役1名を含む2名の社外取締役と2名の社外監査役(2名とも独立役員)が在籍しており、社外の視点から取締役会等において当社の経営に資する発言を行うなどその役割・責務を十分に果たしております。今後につきましては、更なるコーポレートガバナンスの充実を目指し、必要な資質を満たした適切な独立社外取締役を2名以上選任するよう努めてまいります。

【補充原則4－8－2】
当社では現在独立社外取締役を1名選任しておりますが、今後につきましては、更なるコーポレートガバナンスの充実を目指し、必要な資質を満たした適切な独立社外取締役を2名以上選任するよう努めてまいります。なお、経営陣との連絡・調整や監査役会との連携に係る体制については、現在においても、社外役員(独立社外取締役1名を含む社外取締役2名、独立社外監査役2名)と監査役会との連携は取締役会等での意見交換等で十分に図られていると考えております。

【補充原則4－10－1】
当社では現在独立社外取締役を1名選任しておりますが、今後につきましては、更なるコーポレートガバナンスの充実を目指し、必要な資質を満たした適切な独立社外取締役を2名以上選任するよう努め、社外役員で構成する任意の諮問委員会の設置等により、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたり独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制の構築に努めてまいります。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社取締役会は、生産・販売・管理等の分野や専門性、経験等の異なる多様な人材でバランスよく、適正人数で構成されており、取締役会全体として、闊達な議論などを通じてその機能の向上を常に図っております。監査役会においては、銀行の執行役員や一般事業会社の取締役、監査役を歴任するなど豊富な経験を持つ社外監査役が中心となり、財務・会計の観点からも適切な指摘を行っており、現在においても十分に当社の経営に資する体制となっているものと考えております。

【補充原則4－12－1－(1)】
当社では、取締役会の年間スケジュールを年度初めに決定し、役員へ周知するとともに、社外役員へは毎月月末に先2ヶ月の開催案内を郵送しております。
審議項目数は適切に設定され、取締役会当日において、議案に関する十分な情報を提供したうえで説明を行い、審議時間も十分に確保しておりますが、今後は、必要に応じて会日に先立って資料を配布するなどの対応を行ってまいります。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】
当社は、社内役員に対しては、就任時及び就任以降も継続的に、経営者や監査役としての役割、責務、教養、会社法やコーポレートガバナンス等に関する知識等の習得および適切な更新のために必要な情報の提供を行っており、各人の判断で研修等に参加した場合は、その費用は会社にて負担しております。社外役員に対しては、社内役員を通じて情報の連携を図るとともに、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況・課題等への理解を深めるためこれらの説明を行い、併せて、適宜、工場・事業所視察や担当役員からの説明、部署管理者との懇談会等を実施しており、その費用は会社にて負担しております。対応状況に関する取締役会での確認につきましては、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】
当社は、安定的・長期的な取引関係の構築や取引強化等の観点から、政策保有株式として、取引先の株式を保有しておりますが、保有にあ

たっての具体的な方針、その合理性の検証等につきましては、今後検討してまいります。
　政策保有株式の議決権の行使につきましては、株主価値の向上に資するものか否かを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断いたします。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
　当社は、競業取引、利益相反取引を含む取締役や主要株主等との間の取引については、取締役会の承認を要することとしており、取引条件およびその妥当性について取締役会において十分に審議のうえ意思決定を行っております。また、毎年度末に取締役へのアンケートを実施し、取引有無の確認を行っております。
（「主要株主」の解釈については、金商法163条1項にある「議決権を10%以上保有する株主」がこれに該当するものとして整理する。）

【原則３－１．情報開示の充実】
（１） 当社は、コーポレートガバナンスを経営の重要課題の一つとしてとらえ、その強化に積極的に取り組んでおります。
　意思決定の迅速化および役割と責任の明確化を目的とした経営体制を構築するために、繊維事業本部、管理本部で組織する本部制を採用しております。
　また、次のとおり、「企業理念」とこれを実践するための「企業行動基準」を策定し、従業員の法令遵守と倫理行動を徹底しております。

　企業理念
　「私たちは、常に清く、正しく、明るくをモットーに、社会貢献し、企業市民として社会的責任を果たします。」
　企業行動基準
1. 私たちは、個人の自立、自助、自己責任の原則のもとに、チームワークを大切にして企業価値の最大値を創造します。
2. 私たちは
　・ Everyday Reforming
　・ Everyday Low cost
　・ Everyday Advance
　を行動基準のキーコンセプトとして、目標を実現出来る行動管理を行います。
3. 私たちは、企業活動を通して、環境問題の改善に積極的に貢献します。

　企業理念を実現するため目指すべき姿、それを具現化するための対処すべき課題を念頭に置き、2015年から2017年までの3年間を実行期間とする中期経営計画を策定いたしました。公表した新たな目標達成に向け、収益構造の改善ならびに企業価値の拡大を図ってまいります。
　中期経営計画 2015年～2017年『ATSUGI VISION 2017』
　http://www.atsugi.co.jp/ir/pdf/pre270515.pdf

（２） また、コーポレートガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定め、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。
1. 当社は株主の権利を尊重し、平等性の確保に取り組んでまいります。
2. 当社は株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
3. 当社は会社情報を適切に開示し、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
4. 当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行監督機能の実効性の確保に努め、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。
5. 当社は持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう株主との間で建設的な対話を行います。

（３） 当社取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、役員評価制度に基づき取締役会の決議を経て決定することとしております。なお、中長期的な業績と連動する報酬につきましては、中長期インセンティブ報酬（自社株取得目的報酬）制度を平成28年7月より導入し、企業価値を持続的に向上させていくことへの動機付けの強化と株主との利害共有を図ってまいります。

（４） 当社役員候補者の選任にあたっては、企業理念に基づき経営全般に関する管理や事業運営を担い当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与するために必要な経験と実績を有していることに加え、高度な能力、幅広い見識、優れた人格等を備えた者を候補者とすることとし、取締役会において最終決定いたします。また、監査役候補者の決定に際しては、監査役会の同意も得ています。
　再任時は、これらに加え、任期中の実績、経営への寄与度等を勘案することといたします。

（５） 役員候補者の選任理由につきましては株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則４－１－１】
　当社は、取締役会規程において、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行その他の決議事項（中期経営計画などの経営の方針に関する事項や会社の組織体制に関する事項など）を定めている他、職務権限規程において、取締役会、経営会議、代表取締役社長、各本部長等の意思決定機関ならびに意思決定者に対する決裁権限を明確に定めております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
　当社には現在独立社外取締役1名を含む2名の社外取締役が在籍し、社外の視点から取締役会等において当社の経営に資する発言を行うなどその役割・責務を十分に果たしております。
　今後につきましては、更なるコーポレートガバナンスの充実を目指し、必要な資質を満たした適切な独立社外取締役を2名以上選任するよう努めてまいります。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の社外要件に加え、当社の経営判断に資するような会社経営等の豊富な知識と経験を有し、当社の企業理念の実現と中長期的な企業価値の向上に寄与することができる人材であるという点を重視するとともに、独立性につきましては、金融商品取引所が有価証券上場規程に定める独立役員に関する基準を満たすことを要件といたします。

【補充原則４－１１－１】
　当社取締役会は、当社の持続的な成長と企業価値向上を図るため、専門性や経験等の異なる多様な人材で構成されるものとし、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を踏まえた適切な員数を維持するものといたします。

【補充原則４－１１－２】
　当社は、有価証券報告書にて、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を毎年開示しております。

【補充原則４－１１－３】
　当社では、現時点では取締役会全体の実効性について定期的な分析・評価は実施しておりませんが、今後は、各取締役の自己評価等をもとに、取締役会としての議事・運営を含む実効性に関する評価を行い、その結果の概要を開示することといたします。

【補充原則４－１４－２】
　当社は、社内役員に対しては、就任時及び就任以降も継続的に、経営者や監査役としての教養、会社法やコーポレートガバナンス等に関する知識、法令の遵守等の企業経営に資する情報を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供いたします。社外役員に対しては、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜、工場・事業所視察や担当役員からの説明等を行います。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主様等のステークホルダーの皆様に対し、当社の経営戦略や事業環境への理解を深めていただき、適切な評価を得るため、当社が相当と認める範囲及び方法により建設的な対話の実現に努めてまいります。
IR活動については、代表取締役が株主の皆様と直接対話を持てる最大の機会である株主総会をはじめとして、IR担当取締役による個別面談、証券会社等の外部機関によってアレンジされる投資家カンファレンスやミーティングへの参加など対話機会の充実に努めるとともに、担当部署である管理本部法務担当が、経理部やその他関連部署と緊密に連携を図りつつ、株主様との対話の窓口となりご意見等を承っております。対話において得られた株主様やアナリスト様から寄せられたご意見等は、担当部署より取締役会へ適宜・適切に報告されます。
また、IR活動に際しましては、ディスクロージャーポリシーに則り、既に公開された情報と周知となった事実に関する説明に限定するよう留意する等、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,905,000	7.45
東レ株式会社	10,255,136	5.92
株式会社オンワードホールディングス	6,123,000	3.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,674,000	2.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,130,000	2.38
旭化成せんい株式会社	3,451,000	1.99
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,271,000	1.88
株式会社三井住友銀行	2,443,449	1.41
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,282,157	1.31
株式会社しまむら	2,000,000	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
深澤　徹	他の会社の出身者					○						
高橋　久男	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深澤　徹		当社の主要な株主かつ主要な取引先である東レ株式会社の常務取締役であります。当社は同社から当社主力商品の靴下原料であるナイロン糸等を購入しております。	東レ株式会社の常務取締役であり、経営・財務方面の専門性を有しております。また、長年にわたる経験から繊維業界を熟知しており、同氏の見解は、当社の経営判断にも資するところが大きく、的確な助言、監視を期待しております。 東レ株式会社と当社との間には、左記のとおりの取引関係がありますが、通常の条件により行われている商取引であり、代替取引先の存在に鑑みましても、相互の事業等の意思決定に際し重要な影響を与えるような取引ではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
高橋　久男	○	――	一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。 高橋氏は、役員の属性のいずれの項目にも該当しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	

任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は監査役に対して、決算監査の開始時に監査計画および方針を説明し、監査終了後に監査結果の報告を定期的に行い、意見交換を行っている。

内部監査については、専従者1名により定型業務および特命事項の監査を行うこととしている。内部監査、監査役監査の相互連携については、定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報交換および意見交換を行い、相互連携して監査業務を推進している。また、内部統制部門より情報を取得し、改善事項の把握、対応を監査している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津矢田　邦明	他の会社の出身者										△			
小松　俊二	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津矢田　邦明	○	当社の取引銀行の一つである株式会社三井住友銀行の出身であります。当社には、平成28年3月期において、同行からの借入金はありません。	銀行の執行役員や一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。 津矢田氏は、役員の属性のいずれの項目にも該当せず、かつ、同氏の出身である株式会社三井住友銀行からの借入金は平成28年3月期において存在せず、また、すでに銀行を退任されてから14年が経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
小松　俊二	○	当社の取引銀行の一つである株式会社横浜銀行の出身であります。当社には、平成28年3月期において、同行からの借	銀行の執行役員や一般事業会社の取締役を歴任され、その豊富な知識と経験等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任いたしました。 小松氏は、役員の属性のいずれの項目にも該当せず、かつ、同氏の出身である株式会社横浜銀行からの借入金は平成28年3月期におい

		入金はありません。	て存在せず、また、すでに銀行を退任されてから3年が経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(社外取締役および監査役は除く)を対象に短期の業績に対する評価制度ならびに中長期インセンティブ報酬(自社株取得目的報酬)制度を導入している。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の支給額　80百万円　支給人員6名
(うち社外取締役0名　－百万円)

監査役の報酬等の支給額　19百万円　支給人員5名
(うち社外監査役3名　7百万円)

(注)1、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
　　2、社外取締役は無報酬であります。
　　3、上記の人員には、平成27年6月26日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役1名、任期満了により退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、役員評価制度に基づき取締役は取締役会決議、監査役は監査役の協議により決定することにしている。なお、中長期的な業績と連動する報酬については、中長期インセンティブ報酬(自社株取得目的報酬)制度を平成28年7月より導入し、企業価値を持続的に向上させていくことへの動機付けの強化と株主との利害共有を図る。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の補佐は秘書室が主管となって行っている。また、社外監査役については、内部監査担当者がその職務を補助している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 現状の体制の概要
当社は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成する取締役会を経営意思決定機関と位置づけ、当社グループの重要事項について審議、意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しております。
また、当社は業務執行機能と経営監督機能を分離するため、執行役員制度を採用し、重要な意思決定の迅速化・業務執行の責任の明確化を図っております。
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や代表取締役との意見交換、取締役・執行役員その他使用人からの業務執行状況の聴取、内部監査人との情報交換等により取締役の職務執行を監査しております。

取締役会の下には、当社取締役で構成する経営会議を設置し、原則として隔週開催し、経営に関する全般的重要
事項を協議決定しております。また、関係会社役員も参加するグループ幹部会議を原則年2回開催し、グループ経営上の方針に基づく達成度の確認を行なっております。
2. 会計監査の状況
当社の会計監査業務については、新日本有限責任監査法人が監査を実施している。なお、2015年度の監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下の通りである。
指定有限責任社員　業務執行社員　神山宗武
指定有限責任社員　業務執行社員　寶野裕昭

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　4名
その他　　12名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

以上の体制により、迅速な意思決定、経営監視を図り、企業価値の向上と効率的な経営を推進するに十分なガバナンス機能を有していると判断するため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限より早期に発送することにより、株主の議決権行使を促進している。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知、決議通知を掲載している。 議決権行使書返送を促すチラシの封入およびハガキの送付を行っている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載している。	
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページにIRのページを設置し、開示した資料はすべてホームページに掲載している。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部 法務担当がIRを担当している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範を策定し、企業活動を行う上で守るべき基準を文書化し、その遵守を徹底している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネージメントシステムISO14001を取得し、環境保全活動を行っている。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1）当社および子会社を対象とする「企業行動基準」および「従業員行動規範」を当社にて制定し、当社および子会社全社員に啓蒙することにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2）当社内部監査担当者が、当社および子会社の業務運営の状況を把握して、法令・定款への適合性および業務運営の妥当性・合理性を確認し、その改善を図るために内部監査を実施する。

3）当社および子会社における取締役等および使用人の職務執行の適法性の確保をより確実に期するため、当社において独立性の高い人材を含む社外取締役と社外監査役を選任し、当社取締役会による監視を行う。

4）社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応する。

2．当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
1）経営会議議事録その他取締役の職務執行に関連する文書については文書管理規程に則り作成保存する。
2）文書の保存期間および保管場所は文書管理規程に定めるところによる。

3．当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）リスク管理については、当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、主管部署である当社管理本部法務担当がリスク管理規程に基づき、当社および子会社のリスクを総括的に管理する。
2）当社内部監査担当者が子会社も含めた部署毎のリスク管理状況を監査し、結果を定期的に当社担当取締役に報告する体制とする。
3）当社および子会社の重要なリスクについては、状況および対応策を当社担当取締役が定期的に当社経営会議において報告する。

4．当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）当社各本部および子会社は年度当初に数値目標を含む年度方針を策定し、全社員に公開することにより、取締役等と社員が目標を共有し、目標達成に向けての意思統一を図る。
2）当社各本部および子会社の目標の達成度は、当社管理本部法務担当が定期的にレビューし、進捗管理を行うことにより、業務の効率性を確保する。
3）当社および子会社の重要事項については、当社取締役で構成する経営会議において審議を行う。

5．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1）当社関係会社管理規程に基づき、子会社は当社が採用する本部制における各本部長の管理下に置かれ、子会社の業務執行については、当社各本部長が各子会社より報告を受ける。この他、当社および子会社の経営幹部を構成員とするグループ幹部会議を定期的に開催し、各子会社より報告を受け、重要事項についての協議、決定を行う。
2）重要な子会社については、会計監査人による監査を実施し、社外からの監査を行うことで、業務の適正を確保する。

6．当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社において、当社監査役の職務を補助すべき使用人を選任する。

7．前号の使用人の当社取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）当社監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価については、当社監査役会の意見を尊重する。
2）当社監査役から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役等の指揮命令を受けない。

8．当社および子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
1）当社および子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
2）当社および子会社の役職員は、法令等の違反行為や当社および子会社の財務および事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、内部通報窓口の主管部署である当社管理本部法務担当へ報告し、当該管理本部法務担当は、必要に応じ当社監査役にその内容の報告を行う。
3）当社内部監査担当者による当社および子会社に対する内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の結果は、遅滞なく監査役に報告することとする。
4）監査役は、当社取締役を構成員とし、当社および子会社の経営上の重要事項を報告・決定する機関である経営会議に出席し、重要事項について報告を受けるとともに必要に応じ意見を述べる。

9．8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として当社および子会社が不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。

10．当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
当社は、当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11．その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1）代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
2）監査役会が、外部の会計監査人と定期的に監査方針および監査状況の報告を受け、意見交換を行う機会を確保する。

12．財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、組織全体として毅然とした態度で対応することとしている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

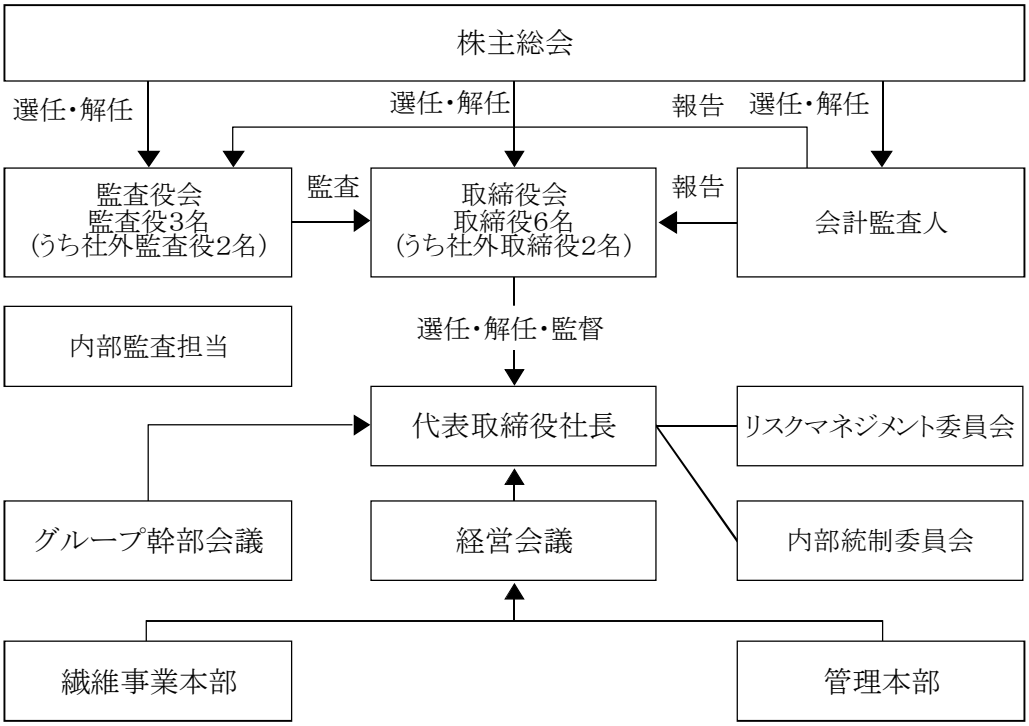
株主総会
選任・解任
選任・解任
報告
選任・解任
監査役会
監査役3名
(うち社外監査役2名)
監査
取締役会
取締役6名
(うち社外取締役2名)
報告
会計監査人
内部監査担当
選任・解任・監督
代表取締役社長
リスクマネジメント委員会
グループ幹部会議
経営会議
内部統制委員会
繊維事業本部
管理本部